

5 はっ水



1 表示基準

繊維製品の防水試験方法(JIS L 1092)に規定されるはっ水度試験(スプレー試験)による試験値が判定基準に適合するものに「はっ水」マークを表示することができる。

2 試験方法

品 種	洗濯条件
カーテン、布製ブラインド、 テーブルクロス、ベッドスプレッド	JIS L 0217 103法(つり干し)
椅子張り地	(公財)日本防災協会 防災製品認定委員会「防災製品性能試験基準」第5「布張家具等及び布製家具等側地」の(2)「防災性能試験」のイ「布製家具等側地の防災性能試験」(イ)「試験体の調整」※にて規定されている方法に準拠する。

※「試験体の調整」

試験体の大きさは、縦350mm×横250mmとし、3枚の側地に用いる1㎡以上の材料から採取する。採取した試験体を温度50±2℃の温水中に30分間浸し、通風乾燥後50±2℃の恒温乾燥機内に24時間放置する。但し、熱の影響を受けるおそれのない試験体にあつては105±2℃の恒温乾燥機内に1時間放置してこれに代えることができる。次にシリカゲル入りデシケーターに2時間以上放置する。

3 判定基準 (湿潤状態)

品 種	初 期	洗濯後(洗濯5回後)
カーテン、布製ブラインド、テーブルクロス、 ベッドスプレッド、椅子張り地	3以上	2以上

4 その他

①はっ水マークを表示する時は、初期はっ水度及び洗濯後のはっ水度を明記すること。

例：初期 3、5回後 2

②本判定基準のはっ水度は、生地の初期及び洗濯連続5回後の試験値であり、実際の使用状況における性能を保証するものではありません。